

## 未来につなぐ森づくり事業実施要領

### (趣旨)

**第1条** この要領は、未来につなぐ森づくり事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### (目的)

**第2条** 本事業は、県民参加の森づくり活動の推進、森林環境学習活動への支援、森林空間活用・整備を行うことにより、森林の公益的機能の維持増進を図るとともに、次世代の森づくりを担う人材を育成することを目的とする。

### (事業区分等)

**第3条** 事業区分は次のとおりとする。また、その補助事業者、補助対象活動、採択要件、補助率等及び補助対象経費については別表1から6のとおりとする。

- (1) 県民みんなによる森づくり活動の支援
  - ア 団体等による森づくり
  - イ 森林環境教育推進
- (2) 森林空間活用・整備
  - ア 森林空間の活用
  - イ 森林空間の整備

### (書類の経由)

**第4条** この要領による知事に提出する書類は、所管の広域本部長又は広域本部地域振興局長（ただし、事業の実施箇所が熊本市にあっては農林水産部長。（以下「局長等」という。））を経由して知事に提出するものとする。

### (事業の実施に伴う手続き)

**第5条** 本事業を実施しようとする補助事業者は、要項第6条第1項に定める補助金交付申請書に別表7に掲げる書類を添え、知事に提出するものとする。

- 2 前項に定める交付申請書の提出部数は2部とする。ただし、事業の実施箇所が熊本市である場合は1部とする。
- 3 補助金交付決定後において要項別表に記載する計画変更申請要件が生じた場合は、要項第8条第2項に定める変更申請書に次の書類を添え、知事に提出するものとする。
  - (1) 未来につなぐ森づくり事業変更計画書【別記第1号様式】
  - (2) 収支予算書
  - (3) その他変更の内容、理由等がわかる書類
- 4 補助事業者が概算払を受けた部分に係る事業については、要項別表に記載する計画変更申請要件に係る変更は認めないものとする。

### **(事業の着手)**

**第6条** 本事業は、補助金交付決定通知を受けた後に着手するものとする。

- 2 本事業については、要項第9条第1項の対象外とし、そのため補助事業者は、事業着手までの期間に余裕をもって補助金申請を行うものとする。

### **(事業の完了に伴う手続)**

**第7条** 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに要項第13条に基づく実績報告書に次の書類及び別表8に掲げる書類を添え、知事に提出するものとする。

(1) 未来につなぐ森づくり事業実績書【別記第1号様式】

(2) 収支精算書

- 2 前項に定める実績報告書の提出部数は2部とする。ただし、事業の実施箇所が熊本市である場合は1部とする。
- 3 局長等は、第1項の実績報告書の提出があった場合は、別に定める未来につなぐ森づくり事業確認検査要領に基づき、補助事業の適否について確認検査を行い、その結果を知事に報告するものとする。

### **(補助金の概算払請求)**

**第8条** 補助事業者は、要項第15条第2項の規定により補助金の交付を概算払により受けようとするときは、概算払請求書を知事に提出するものとする。

- 2 局長等(事業の実施箇所が熊本市を除く。)は、前項で提出のあった概算払請求書に概算払請求金額内訳表【別記第5号様式】(所管する県広域本部地域振興局の林務班長等が内容を証明したもの)を添えて、農林水産部長に提出するものとする。

### **(事業の周知)**

**第9条** 補助事業者は、水とみどりの森づくり税を活用した旨を明示した標柱又は看板を設置するものとする。

- 2 第3条第2項を除く補助事業者は、水とみどりの森づくり税を活用した事業である旨を、報道機関等を通じ広く県民等に周知するものとする。

### **(財産の管理)**

**第10条** 本事業により取得し、又は効用の増加した財産について、当該年度の度から起算して5年間は、知事の承認を得ずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

### **(雑則)**

**第11条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### **附 則**

- 1 この要領は、令和2年5月20日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 熊本県水とみどりの森づくり活動支援事業実施要領、熊本県学びの森活動

推進事業実施要領及び熊本県癒しの森整備支援事業実施要領は、廃止する。

3 この要領は、令和3年（2021年）4月1日から適用する。

4 この要領は、令和6年（2024年）5月1日から施行する。

5 この要領は、令和7年（2025年）4月30日から施行し、令和7年（2025年）4月1日から適用する。

6 この要領は、令和8年（2026年）5月13日から施行し、令和8年（2026年）4月1日から適用する。

別表5 「未来につなぐ森づくり事業」に係る補助率等

1 事業区分が「県民みんなによる森づくり活動の支援」ア 団体等による森づくり、イ 森林環境教育推進の場合の補助率は以下のとおり。

事業費	1,000千円以下	2,000千円以下の1,000千円を超える分
補助率	10/10	5/10

※ 年度内において、複数の申請を行う団体等の場合は、その合計額について上表を適用する。

2 事業区分が「森林空間活用・整備」ア 森林空間の活用、イ 森林空間の整備の場合の補助率等は以下のとおり。

補助率	上限額(千円)
10/10	2,000

※上限額については補助事業者ごとの総額とする。

別表6 「未来につなぐ森づくり事業」に係る補助対象経費の内訳表

1 事業区分が「県民みんなによる森づくり活動の支援」ア 団体等による森づくり、イ 森林環境教育推進の場合

事業費区分	詳細	備考
材料購入費	苗木、支柱、肥料、紐、防除ネット、ノコ、ナタ、スコップ、クワ、カマ、カナヅチ、安全帽、替え刃、金具類、木資材、レンガ、生コンクリート、書籍、ノート類、筆記具、ルーペ、ハサミ、シイタケ駒、軍手、機械燃料・油脂類等の直接活動で使用するもの  ※森林ボランティアネットワークが管理している物品以外のもの	チェンソー、刈払機、機、椅子、キャビネット等及びリース・レンタルされている物は原則購入不可とする。
委託費	地持え、資材運搬、歩道作設・補修、選木、資材加工、現地安全確認作業、印刷等の専門的技術の必要なもの  ※主たる活動の一括委託とならないよう区域、作業内容等を明確に区分すること	・10万円以上の場合は2者見積もりとし安価な方を採用する。 ・計画事業費の2分の1以内とする。
安全対策費	防虫（蜂、蛇等）対策、熱中症対策（飲料水等含む）、防寒対策及び感染症防止対策等に必要な資材	
保険料	活動を行うための傷害保険料、ボランティア保険登録料	必須
借上費	チェンソー、刈払機、重機、輸送バス、トラック、簡易トイレ、会場使用料等	10万円以上の場合は2者見積もりとし安価な方を採用する。
報償費	外部の指導者、講師、林家等への謝金	別表1、2の欄外(2)
旅費	外部の指導者、講師、林家等への旅費	別表1、2の欄外(3)
通信連絡費	切手、ハガキ、封書代等	参加者への案内・通知用
諸費	事務で使用する筆記具、用紙、インク、コピーや写真代等の消耗品等	デジタルカメラ等の備品となるような物は対象外とする。 別表1、2の欄外(4)
看板代	水とみどりの森づくり税を活用した旨を記載した標柱又は看板	
宿泊料	森林環境教育推進を1泊2日で開催する場合の宿泊料に限る。	スタッフは、参加者5名につきスタッフ1名とする。 別表2の欄外(5)

2 事業区分が「森林空間活用・整備」ア 森林空間の活用の場合

事業費区分	詳細	備考
賃金	事業を実施するために必要となる業務（資料整理、事業資料の収集等）を行う者を雇用するために必要な経費	別表3の欄外（1）
委託費	事業実施に必要な業務を第三者に委託する経費（例：フィールドの基礎調査、都市部における「森林サービス産業」ニーズ調査、実証事業を行うためのイベント調整、PR費用等）	
保険料	活動を行うための傷害保険料	
使用料及び借上費	器具機械、会場、車両等の借上げや物品等の使用、高速代に必要な経費	
報償費	外部専門家、アドバイザー等に対する謝礼に必要な経費	事業主体に対する謝金は対象外 別表3の欄外（2）
旅費	外部の指導者、講師、林家等への旅費	別表3の欄外（3）
役務費	事業を実施するために必要となる通信運搬費、普及宣伝費、原稿料等の経費	
ア 通信運搬費	事業を実施するために必要となる郵便料、電話料及びデータ通信料、諸物品の運賃等の支払に必要な経費	
イ 普及宣伝費	ポスター作成費、新聞告知費・作成費、看板代、事業主体が発行する雑誌、ホームページ等への掲載費等	
諸費	事業を実施するために必要となる文献、書籍、原材料、消耗品、消耗器材、各種事務用品等の経費及び文書、図面、企画書等の印刷に必要な経費	デジタルカメラ等の備品となるような物は対象外とする。

※以下の経費は補助対象外

- ①人件費（地方公共団体の職員の人件費）
- ②地方自治体職員の旅費（同様のタクシー代、高速代も含む）。ただし、トップセールスに伴う随行旅費は除く。
- ③特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの  
 例）・モニターツアー旅行代金や各種事業の参加者個人への旅費・宿泊費・飲食費等の給付、ノベルティの製作・配布（企画・試作経費は可）  
 ・インターンシップや研修などの受入企業への個人向け給付  
 ・金券・クーポン券等発行費
- ④施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの
- ⑤貸付金、保証金、基金積立金
- ⑥国の補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費
- ⑦地域おこし協力隊員の人件費など、財政上の支援を受けている経費
- ⑧用地取得や造成に要する経費

3 事業区分が「森林空間活用・整備」イ 森林空間の整備の場合

事業費区分	詳 細	備考
材料購入費	苗木、支柱、肥料、紐、防除ネット、ノコ、ナタ、スコップ、クワ、カマ、カナヅチ、安全帽、替え刃、金具類、木資材、レンガ、生コンクリート、軍手、機械燃料・油脂類等の直接活動で使用するもの  ※森林ボランティアネットワークが管理している物品以外のもの	チェーンソー、刈払機、机、椅子、キャビネット等及びリース・レンタルされている物は原則購入不可とする。
請負費及び委託費	測量費、設計費、地存え、資材運搬、歩道作設・補修、選木、資材加工、現地安全確認作業等の専門的技術の必要なもの	
保険料	活動を行うための傷害保険料	
使用料及び借上費	器具機械、車両等の借上げや物品等の使用等に必要な経費	
看板代	水とみどりの森づくり税を活用した旨を記載した標柱又は看板	

別表1

事業区分	補助事業者	補助対象活動	採択要件
(1) 県民みんなによる森づくり活動の支援 ア 団体等による森づくり	① NPO法人 ② 農林業者の組織する団体 ③ 住民等の組織する団体 (ただし、上記②及び③については、非営利団体で規約等があり、総会が開催されていること。)	① 植栽、下刈り、除間伐、枝打ち、つる切り、森林病虫害防除等の森林整備作業 ただし、竹林整備は対象としない。 ② 森林整備作業に必要な歩道の作設及び補修、作業道補修、獣害防護施設の設置及び補修 ③ 説明板、案内板、標柱、樹名板の設置及び補修  なお、特定の個人、団体、企業の利益を追求するための取組みでないこと。	① 補助事業者が自ら行う活動であること。 ② 活動箇所は、概ね0.1ha以上のまとまった森林であること。 ③ 自己所有地以外の場合は、土地所有者の承諾等を得ていること。 ④ 補助事業者は、宗教団体、暴力団及びその関係者、政治団体、企業でないこと。 ⑤ 植栽樹種は原則として森林環境保全整備事業で取り扱われている樹種とし、成林が見込まれるものに限る。 ⑥ 植栽を行う場合は、下刈り等の保育実施を計画すること。 ⑦ 活動の指導者を依頼する場合、林家、森林組合、林業研究グループ、素材生産業者等の林業に携わっている者を指導者とする。こと。 ⑧ 購入する器具類は、本事業で導入したことがわかるよう表記し、常時使用可能な状態となるよう管理すること。 ⑨ 歩道作設及び補修、作業道補修は、参加者の移動及び資材の運搬を行う最小限の規格とすること。 ⑩ 経費の算出については、次のとおりとする。 ・ 借上費については、単品で10万円以上の場合、2者以上から見積書を取得すること。 ・ 委託費については、10万円以上の場合、2者以上から見積書を取得すること。 ・ 補助事業者の役員が関係する団体または企業と取引を行う場合は、経費の種類及び金額によらず、2者以上の見積書を取得すること。 ・ 上記以外の経費については、見積書の取得を必須とはしないが、公的出版物等に基づき適切に経費を算出すること。 ⑪ 他の補助を受ける場合は、二重補助とならないよう区域・経費等を明確に区分すること。 ⑫ 活動予定日の設定においては、予備日等を設定し、実施の確保が図られていること。

(1) 委託費については、計画事業費の2分の1以内とする。

(2) 報償費については1時間5,000円/人かつ1日10,000円/人以内とする。

(3) 旅費については、移動距離1km当たり37円+旅行諸費550円で求めた額以内とする。(熊本県職員等の旅費に関する条例に基づく)

(4) 諸費については、一申請につき消耗品等購入費20,000円以内とする。

別表 2

事業区分	補助事業者	補助対象活動	採択要件
<p>(1) 県民みんなによる森づくり活動の支援</p> <p>イ 森林環境教育推進</p>	<p>① NPO法人</p> <p>② 農林業者の組織する団体</p> <p>③ 住民等の組織する団体 (ただし、上記②及び③については、非営利団体で規約等があり、総会が開催されていること。)</p> <p>④ 学校教育法第1条に定める学校(ただし、大学及び高等専門学校は除く。)</p> <p>⑤ 児童福祉法第39条に定める保育所及び第39条の2に定める幼保連携型認定こども園</p> <p>⑥ PTA等(保護者会、緑の少年団育成会等を含む。)</p> <p>⑦ 児童福祉法第41条に定める児童養護施設</p> <p>ただし、学校及び児童養護施設から県施設は除く。</p>	<p>① 植栽、下刈り、除間伐、枝打ち、つる切り等の森林整備作業の体験活動</p> <p>② 森林整備作業に必要な歩道の作設及び補修、作業道補修、獣害防護施設の設置及び補修</p> <p>③ 説明板、案内板、標柱、樹名板の設置及び補修</p> <p>④ 森林環境学習の実施</p> <p>⑤ 森林環境学習の実施に必要な事前の下刈り、危険木伐採等の現地整備</p> <p>なお、特定の個人、団体、企業の利益を追求するための取組みでないこと。</p>	<p>① 補助事業者が開催するものであること。</p> <p>② 補助事業者が学校及び保育所、幼保連携型認定こども園以外の場合は、連携する学校等の同意書が必要。ただし、参加者を応募する場合や児童養護施設が単独で実施する場合は不要。</p> <p>③ 体験活動の箇所は、概ね0.1ha以上のまとまった森林であること。</p> <p>④ 自己所有地以外の場合は、土地所有者の承諾等を得ていること。</p> <p>⑤ 補助事業者は、宗教団体、暴力団及びその関係者、政治団体、企業ではないこと。</p> <p>⑥ 植栽樹種は原則として森林環境保全整備事業で取り扱われている樹種とし、成林が見込まれるものに限る。</p> <p>⑦ 植栽を行う場合は、下刈り等の保育実施を計画すること。</p> <p>⑧ 活動の指導者を依頼する場合は、森林インストラクター、林家、森林組合、林業研究グループ、素材生産業者等を指導者とする</p> <p>こと。</p> <p>⑨ 購入する器具類は、本事業で導入したことが分かるよう表記し、常時使用可能な状態となるよう管理すること。</p> <p>⑩ 歩道作設及び補修、作業道補修は、参加者の移動及び資材の運搬を行う最小限の規格とすること。</p> <p>⑪ 森林環境学習の一環で行う木工製作で使用する木材は、熊本県産木材であること。</p> <p>⑫ 補助対象活動の④においては、県が作成した副読本「木になる森のはなし」又は「木と暮らしと森」による学習を実施すること。</p> <p>⑬ 経費の算出については、次のとおりとする。</p>

- |  |  |  |   |
|--|--|--|---|
|  |  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 借上費については、単品で10万円以上の場合、2者以上から見積書を取得すること。</li> <li>・ 委託費については、10万円以上の場合、2者以上から見積書を取得すること。</li> <li>・ 補助事業者の役員が関係する団体または企業と取引を行う場合は、経費の種類及び金額によらず、2者以上の見積書を取得すること。</li> <li>・ 上記以外の経費については、見積書の取得を必須とはしないが、公的出版物等に基づき適切に経費を算出すること。</li> </ul> <p>⑭ 他の補助を受ける場合は、二重補助とならないよう区域・経費等を明確に区分すること。</p> <p>⑮ 活動日設定に際しては、予備日を設定し実施の確保が図られていること。</p> <p>⑯ 補助対象活動⑤を活用して、次年度に森林環境学習を実施する場合は、その活動内容を明記した資料を提出すること。</p> |
|--|--|--|---|

(1) 委託費については、計画事業費の2分の1以内とする。

(2) 報償費については、1時間5,000円/人かつ1日10,000円/人以内とする。ただし、これによりがたい場合には別途協議するものとする。

(3) 旅費については、移動距離1km当たり37円＋旅行諸費550円で求めた額以内とする。（熊本県職員等の旅費に関する条例に基づく）

(4) 諸費については、一申請につき消耗品等購入費20,000円以内とする。

(5) 宿泊料については、2,000円/人以内とし、スタッフの宿泊料は参加者5名につき1名分とする。

別表3

事業区分	補助事業者	補助対象事業	採択要件
(2) 森林空間活用・整備 ア 森林空間の活用	①市町村及び市町村等が参画する地域協議会 ②商工会議所 ③地域商社 ④地域づくりに取り組む団体等 (ただし、市町村以外が事業主体となる場合については、規約等があり、総会が開催されていること。)	森林空間や地域資源を活用した森林サービス産業を創出するために必要な、以下の各項目の経費の補助 ① 合意形成 総会、作業部会の開催等 ② 基礎調査 現地調査(既存施設、候補地等)、先進地調査、都市部等におけるニーズ調査等 ③ 人材育成 課題解決型研修会への参加、コーディネーター養成講座への参加、森林サービス産業関係のシンポジウムへの参加等 ④ プラン作成、実証 プラン作成、プラン実証のためのモニターツアーやイベント等の開催、情報発信、専門家による検証等	① 他の補助を活用する場合は、二重補助とならないよう、区域・経費等を明確に区分すること。 ② 経費の算出については、次のとおりとする。 ・ 借上費については、単品で10万円以上の場合、2者以上から見積書を取得すること。 ・ 委託費については、10万円以上の場合、2者以上から見積書を取得すること。 ・ 補助事業者の役員が関係する団体または企業と取引を行う場合は、経費の種類及び金額によらず、2者以上の見積書を取得すること。 ・ 上記以外の経費については、見積書の取得を必須とはしないが、公的出版物等に基づき適切に経費を算出すること。 ③ 事業完了時点における「森林サービス産業創出プラン」又は「森林サービス産業創出プランの実証結果」を報告すること。

(1) 賃金を申請する場合は、算出根拠となる資料を補助金交付申請時に添付するとともに、実績報告時には支出根拠が分かる書類を添付する。なお、賃金とは、従事者各々の時間単価に、事業に直接従事した時間数(「業務日誌等」と整合)を乗じて算出することとする。

(2) 報償費については、1時間5,000円/人かつ1日10,000円/人以内とする。ただし、これによりがたい場合には別途協議するものとする。

(3) 旅費については、移動距離1km当たり37円+旅行諸費550円で求めた額以内(熊本県職員等の旅費に関する条例に基づく)または、旅行代理店の見積等によるものとする。ただし、飛行機のアップグレード、鉄道のグリーン料金及び事務局職員、アルバイト等の通勤に伴う通勤費は対象外とする。

別表 4

事業区分	補助事業者	補助対象活動	採択要件
(2) 森林空間活用・整備 イ 森林空間の整備	①市町村及び市町村等が参画する地域協議会 ②商工会議所 ③地域商社 ④地域づくりに取り組む団体等 (ただし、市町村以外が事業主体となる場合については、規約等があり、総会が開催されていること。)	森林空間や地域資源を活用した森林サービス産業の推進に資する、以下の各項目の経費の補助 ① 森林整備 植栽、下刈、除間伐、枝打ち ② 路網整備 歩道又は作業道の開設・補修 ③ 標識類整備 樹名板、標識及び案内板の設置・補修 ④ 休憩施設 木製東屋、木製ベンチ及び木製テーブル等の設置・補修 ⑤ 安全防護施設 木製防護柵及び階段工等の設置・補修 ⑥ 利便性向上施設 簡易トイレ及び給排水施設等の設置・補修	① 植栽樹種は、原則として森林環境保全整備事業の補助対象となっている樹種とし、成林が見込まれるもの。 ② 他の補助を活用する場合は、二重補助とならないよう、区域・経費等を明確に区分すること。

別表7 補助金交付申請書に添付する書類

添付書類		関係規定	摘要様式	団体等による森づくり	森林環境教育推進	森林空間の活用	森林空間の整備
1	収支予算書	要項	4号	●	●	●	●
2	事業計画書	要領	1号	●	●	●	●
	事業計画内訳表（各事業区分毎に選択）		付表1~4	●	●	●	●
	事業計画内訳明細表		付表5	●	●	●	
	事業の内容が分かる仕様書又は設計図等						●
3	実施箇所の位置図（1/25,000程度）			●	●	●	●
4	実施箇所の詳細図（1/5,000程度）			●	●	●	●
5	活動予定地や施設整備予定地等の写真			●	●	●	●
6	団体の定款又は規約等の写し※			●	●	●	
7	直近の総会の開催が分かる資料等の写し※			●	●	●	
8	土地所有者の「土地使用承諾書」又は「協定書等」の写し※		第2号	●	●		
9	竹林整備がある場合は、「竹林整備及び活用等に係る承諾書」※		第3号		●		
10	関係学校の同意書※		第4号		●		
11	報道機関等へ提供する資料			●	●		
12	次年度に実施する森林環境学習の活動内容を明記した資料※				●		

※は必要な場合に添付する。

別表 8 実績報告書に添付する書類

添付書類		関係規定	摘要様式	団体等による森づくり	森林環境教育推進	森林空間の活用	森林空間の整備
1	収支精算書	要項	4号	●	●	●	●
2	事業実績書	要領	1号	●	●	●	●
	事業実績内訳表（各事業区分毎の付表）		付表1~4	●	●	●	●
	事業実績内訳明細表		付表5	●	●	●	
3	活動の支出状況が分かる書類の写し（領収書及び帳簿等）			●	●	●	
4	活動状況（活動の内容によっては着手前、実施状況、完了後）の写真			●	●		●
5	購入した物がある場合は、数量等が分かる写真			●	●	●	
6	完了検査復命書の写し						●
7	報道機関等へ提供した資料			●	●		
8	新聞や市町村の広報誌等に掲載された場合は、掲載記事の写し。 また、テレビ等に取り上げられた場合は、その旨がわかる資料。			●	●	●	
9	「森林サービス産業創出プラン」又は「森林サービス産業創出プランの実証結果」				●		